

## ○都留市景観条例施行規則

(令和2年12月18日規則第25号)

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)及び都留市景観条例(令和2年都留市条例第28号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(工作物等)

第3条 条例第2条第1項第5号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 垣、柵、門、塀その他これらに類するもの
- (2) 電柱、鉄塔、アンテナその他これらに類するもの
- (3) 煙突、記念塔、高架水槽、彫像その他これらに類するもの
- (4) 遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設その他これらに類するもの
- (5) 太陽光発電施設(地上に設置するものに限る。)、風力発電施設、小水力発電施設その他これらに類するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、景観形成を妨げるおそれのある工作物として市長が認めるもの

2 条例第2条第1項第7号の規則で定める開発等の行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地の区画形質の変更
- (2) 鉱物の掘採又は土石の類の採取
- (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- (4) 木竹の伐採
- (5) 前各号に掲げるもののほか、景観形成を妨げるおそれのある開発等の行為として市長が認めるもの

(景観まちづくり住民協議会)

第4条 条例第12条第1項の景観まちづくり住民協議会は、委員20人以内で組織し、委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

2 景観まちづくり住民協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

3 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

4 会長は、景観まちづくり住民協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 景観まちづくり住民協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

7 景観まちづくり住民協議会の事務局は、産業建設部建設課に置く。

(届出対象行為の届出等)

第5条 条例第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内行為届出書(様式第1号)によるものとし、届出対象行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに当該行為の種類に応じて別表第1に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 条例第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内行為変更届出書(様式第2号)によるものとし、届出に係る行為の内容を変更しようとする者は、当該行為

に着手しようとする日の30日前までに当該行為の種類に応じて別表第1に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(適合通知)

第6条 市長は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に定められた景観形成基準に適合すると認めるときは、景観形成基準適合通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知をしたときは、法第18条第1項の規定による行為の着手制限を当該通知の日まで短縮するものとする。

(届出に必要な図書)

第7条 条例第17条の規則で定める図書は、景観形成チェックシート(様式第4号)とする。

(事前協議)

第8条 条例第19条第1項の規定による事前協議をしようとする者は、景観計画区域内行為事前協議申請書(様式第5号)に、別表第2に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により市長に提出する申請書及び添付書類は、正副2部とする。

3 条例第19条第2項の規定による通知は、景観計画区域内行為事前協議審査結果通知書(様式第6号)によるものとする。

(行為の通知)

第9条 法第16条第5項の規定による通知は、景観計画区域内行為通知書(様式第7号)を市長に提出して行うものとする。通知した内容を変更しようとするときも同様とする。

(勧告及び命令)

第10条 条例第21条第1項の勧告は、勧告書(様式第8号)により行うものとする。

2 条例第21条第1項の命令は、変更命令書(様式第9号)により行うものとする。

(公表)

第11条 条例第22条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 勧告又は命令を受けた者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

(2) 勧告又は命令を受けた者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(3) 勧告又は命令に従わなかった旨

(行為完了等の届出)

第12条 条例第23条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 届出対象行為を完了したとき 景観計画区域内における行為完了届(様式第10号)

(2) 届出対象行為を中止したとき 景観計画区域内における行為中止届(様式第11号)

2 景観計画区域内における行為完了届には、当該行為が完了した後の状況を示す写真並びに撮影位置及び方向を図示した図画を添付しなければならない。

(景観重要建造物指定の通知)

第13条 条例第24条第2項の規定による通知は、景観重要建造物指定通知書(様式第12号)によるものとする。

## (標識の設置)

第14条 条例第24条第2項の規定による表示は、標識に次に掲げる事項を記載することにより行うものとする。

- (1) 指定番号及び指定年月日
- (2) 景観重要建造物の名称
- (3) 景観重要建造物の所在地

2 前項の標識は、景観重要建造物の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、当該景観重要建造物の敷地内の見やすい場所に設置するものとする。

## (景観重要建造物指定の公表)

第15条 条例第24条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定番号及び指定年月日
- (2) 景観重要建造物の名称
- (3) 景観重要建造物の所在地
- (4) 指定の理由となった外観の特徴
- (5) 法第19条第1項の土地その他の物件の範囲

## (景観重要建造物の現状変更の許可)

第16条 法第22条第1項の許可を受けようとする者は、景観重要建造物現状変更許可申請書(様式13号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の許可をしたときは、景観重要建造物現状変更許可通知書(様式第14号)により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請の許可をしないこととしたときは、景観重要建造物現状変更不許可通知書(様式第15号)により、当該申請者に通知するものとする。

## (景観重要建造物の指定の解除)

第17条 法第27条第3項の規定により準用する法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定解除通知書(様式第16号)によるものとする。

## (景観重要樹木指定の通知)

第18条 条例第26条第2項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書(様式第17号)によるものとする。

## (標識の設置)

第19条 条例第26条第2項の規定による表示は、標識に次に掲げる事項を記載することにより行うものとする。

- (1) 指定番号及び指定年月日
- (2) 景観重要樹木の名称(樹種)
- (3) 景観重要樹木の所在地

2 前項の標識は、景観重要樹木の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、当該景観重要樹木付近の見やすい場所に設置するものとする。

## (景観重要樹木指定の公表)

第20条 条例第26条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定番号及び指定年月日
- (2) 景観重要樹木の名称(樹種)

- (3) 景観重要樹木の所在地
  - (4) 指定の理由となった樹容の特徴
- (景観重要樹木の現状変更の許可)

第21条 法第31条第1項の許可を受けようとする者は、景観重要樹木現状変更許可申請書(様式第18号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条の規定による申請の許可をしたときは、景観重要樹木現状変更許可通知書(様式第19号)により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請の許可をしないこととしたときは、景観重要樹木現状変更不許可通知書(様式第20号)により、当該申請者に通知するものとする。

(景観重要樹木の指定の解除)

第22条 法第35条第3項の規定により準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定解除通知書(様式第21号)によるものとする。

(景観まちづくり活動団体の認定申請)

第23条 条例第28条第2項の規定による認定の申請は、景観まちづくり活動団体認定申請書(様式第22号)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 規約、会則、定款等
- (2) 代表者及び構成員の氏名及び住所を記載した書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項第1号の規約、会則、定款等には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

- (1) 団体の名称
- (2) 事務所の所在地
- (3) 目的及び活動内容
- (4) 役員の数、任期、職務の分担及び選任に関する事項
- (5) 構成員に関する事項
- (6) 会議に関する事項
- (7) 会計に関する事項

(景観まちづくり活動団体の認定の要件)

第24条 条例第28条第3項の規定による景観まちづくり活動団体の認定の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 市の景観形成に資するものであること。
- (2) 一定期間において継続が可能であること。
- (3) 市民等に対し不利益を与えるものでないこと。
- (4) 法令又は条例に違反する活動を行っていないこと。
- (5) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する活動を行っていないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を行っていないこと。
- (7) 専ら営利を目的とした活動を行っていないこと。

(景観まちづくり活動団体の認定通知)

第25条 市長は、第23条第1項の認定の申請があったときは、速やかにその適否を決定し、景観まちづくり活動団体認定通知書(様式第23号)又は景観まちづくり活動団体不認定通知書(様式第24号)により、当該申請者に通知するものとする。

(景観まちづくり活動団体の変更の届出)

第26条 景観まちづくり活動団体の代表者は、当該景観まちづくり活動団体の規約その他の事項について変更が生じたときは、速やかに景観まちづくり活動団体変更届出書(様式第25号)を市長に提出しなければならない。

(景観まちづくり活動団体の認定の取消し)

第27条 市長は、条例第28条第5項の規定により景観まちづくり活動団体の認定を取り消したときは、景観まちづくり活動団体認定取消通知書(様式第26号)により、当該景観まちづくり活動団体の代表者に通知するものとする。

(補則)

第28条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

(施行期日)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

### 別表第1(第5条関係)

届出対象行為	必要な添付書類(図書)	
	種類	明示すべき事項等
建築物等の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	景観形成チェックシート	様式第4号
	位置図	道路又は目標となる地物、方位及び行為の位置
	配置図	(1)縮尺、方位並びに敷地の形状及び寸法 (2)敷地の境界及び建築物等の位置 (3)敷地に接する道路の位置及び幅員 (4)道路境界線及び隣接境界線から建築物等までの距離 (5)植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 (6)擁壁、垣、柵、門、塀等の高さ、長さ及び色彩
	平面図・立面図	(1)縮尺、寸法、材料の種別及び仕上げの方法 (2)色彩(色彩の色見本の添付、マンセル記号による表示又は色見本に近い色での着色) (3)擁壁、垣、柵、門、塀等の高さ、長さ及び色彩
	現況写真	(1)行為地及び周辺の状況を表すもの2、3箇所(道路面から全体が分かるもの) (2)写真を撮った位置
	完成予想図	フォトモンタージュ等により完成後の周囲の景観変化が視覚的に分かるもの。ただし、工作物のうち垣、柵、門、塀の類を除く。
土地の区画形質の変更	位置図	道路又は目標となる地物、方位及び行為の位置
	配置図	(1)方位、当該行為地及び土地利用状況 (2)隣接する道路の位置及び幅員
	計画図	方位、行為後の造成計画・土地利用計画及び緑化計画
	断面図	行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図
	現況写真	(1)行為地及び周辺の状況を表すもの2、3箇所(道路面から全体が分かるもの) (2)写真を撮った位置
鉱物の掘採又	位置図	道路又は目標となる地物、方位及び行為の位置

は土石の類の採取	配置図	(1) 方位、当該行為地及び土地利用状況 (2) 隣接する道路の位置及び幅員
	計画図	方位、行為後の土地利用計画、事後措置及び緑化計画
	断面図	行為の前後における土地の縦断図及び横断図
	現況写真	(1) 行為地及び周辺の状況を表すもの2、3箇所(道路路面から全体が分かるもの) (2) 写真を撮った位置
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置図	道路又は目標となる地物、方位及び行為の位置
	配置図	(1) 縮尺、方位並びに敷地の形状及び寸法 (2) 土石、廃棄物、再生資源その他の物件の種類 (3) 遮へいの位置、種類、構造又は規模 (4) 敷地に接する道路の位置及び幅員 (5) 隣接地との高低差 (6) 付近の土地利用の現況
	現況写真	(1) 行為地及び周辺の状況を表すもの2、3箇所(道路路面から全体が分かるもの) (2) 写真を撮った位置
木竹の伐採	位置図	道路又は目標となる地物、方位及び行為の位置
	配置図	(1) 縮尺、方位並びに敷地の形状及び寸法 (2) 敷地の境界 (3) 敷地に接する道路の位置及び幅員 (4) 既存の木竹の位置、種類、高さ及び数量 (5) 伐採する木竹の位置、種類、高さ及び数量
	計画図	行為後の土地利用計画並びに緑化及び植栽の方法
	現況写真	(1) 行為地及び周辺の状況を表すもの2、3箇所(道路路面から全体が分かるもの) (2) 写真を撮った位置

別表第2(第8条関係)

届出対象行為	必要な添付書類(図書)	
	種類	明示すべき事項等
建築物等の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置図	道路又は目標となる地物、方位及び行為の位置
	配置図	(1) 縮尺、方位並びに敷地の形状及び寸法 (2) 敷地の境界及び建築物又は工作物の位置 (3) 敷地に接する道路の位置及び幅員 (4) 道路境界線及び隣接境界線から建築物又は工作物までの距離 (5) 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 (6) 擁壁、垣、柵、門、塀等の高さ、長さ及び色彩
	平面図・立面図	(1) 縮尺、寸法、材料の種別及び仕上げの方法 (2) 色彩(色彩の色見本の添付、マンセル記号による表示又は色見本に近い色での着色) (3) 擁壁、垣、柵、門、塀等の高さ、長さ及び色彩
	現況写真	(1) 行為地及び周辺の状況を表すもの2、3箇所(道路路面から全体が分かるもの) (2) 写真を撮った位置
	その他市長が必要と認めるもの	移動通信用鉄塔等における鉄塔高さ及び位置を決めた理由書、電波エリア図、他社との共架についての説明資料等

様式第1号(第5条関係)

景観計画区域内行為届出書

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

景観計画区域内行為変更届出書

[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

景観形成基準適合通知書

[別紙参照]

様式第4号(第7条関係)

景観形成チェックシート

[別紙参照]

様式第5号(第8条関係)

景観計画区域内行為事前協議申請書

[別紙参照]

様式第6号(第8条関係)

景観計画区域内行為事前協議審査結果通知書

[別紙参照]

様式第7号(第9条関係)

景観計画区域内行為通知書

[別紙参照]

様式第8号(第10条関係)

勧告書

[別紙参照]

様式第9号(第10条関係)

変更命令書

[別紙参照]

様式第10号(第12条関係)

景観計画区域内における行為完了届

[別紙参照]

様式第11号(第12条関係)

景観計画区域内における行為中止届

[別紙参照]

様式第12号(第13条関係)

景観重要建造物指定通知書

[別紙参照]

様式第13号(第16条関係)

景観重要建造物現状変更許可申請書

[別紙参照]

- 様式第14号(第16条関係)  
景観重要建造物現状変更許可通知書  
[別紙参照]
- 様式第15号(第16条関係)  
景観重要建造物現状変更不許可通知書  
[別紙参照]
- 様式第16号(第17条関係)  
景観重要建造物指定解除通知書  
[別紙参照]
- 様式第17号(第18条関係)  
景観重要樹木指定通知書  
[別紙参照]
- 様式第18号(第21条関係)  
景観重要樹木現状変更許可申請書  
[別紙参照]
- 様式第19号(第21条関係)  
景観重要樹木現状変更許可通知書  
[別紙参照]
- 様式第20号(第21条関係)  
景観重要樹木現状変更不許可通知書  
[別紙参照]
- 様式第21号(第22条関係)  
景観重要樹木指定解除通知書  
[別紙参照]
- 様式第22号(第23条関係)  
景観まちづくり活動団体認定申請書  
[別紙参照]
- 様式第23号(第25条関係)  
景観まちづくり活動団体認定通知書  
[別紙参照]
- 様式第24号(第25条関係)  
景観まちづくり活動団体不認定通知書  
[別紙参照]
- 様式第25号(第26条関係)  
景観まちづくり活動団体変更届出書  
[別紙参照]
- 様式第26号(第27条関係)



景観まちづくり活動団体認定取消通知書  
[別紙参照]